

陳情第 16 号

京丹後市総合サービス株式会社の解散と受け皿について

令和 2 年 1 1 月 1 7 日付けで受理した別紙の陳情書を、議会運営委員会の決定により配付する。

令和 2 年 1 1 月 2 6 日 配付

京丹後市議会議長 金 田 琮 仁



令和2年11月17日

京丹後市議会議長

金 田 琮 仁 様

京都府京丹後市弥栄町

有 田 光 亨

京丹後市総合サービス株式会社の解散と受け皿について

陳情の趣旨

以前から指摘しているが消費税の対象であること。

陳情の理由

京丹後市の組織内に収めれば税金は不要であること。

会社の組織をそのまま移行すれば、京丹後市の監査委員からの指摘もある残業が年間1,000時間を超える等の残業負担を、幅広く軽減する体制が考えられること（現場の時間を増加して事務等に移動させる）。

会社社長の受手に市関連該当者しかいないこと。

上記の課題について京丹後市の現状を鑑み市民目線で審査・解明されますよう陳情します。